

## 横浜音祭り2019公募サポート事業補助金交付要綱

制 定 平成30年12月17日

### (目的)

第1条 この要綱は、横浜アーツフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する横浜音祭り2019（以下「フェスティバル」という。）における公募サポート事業として、実行委員会が、事業を実施する団体に対し、事業実施に要する費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助の対象となる事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 「音楽・音」を含んだ事業であること。
  - (2) フェスティバルの期間（平成31年9月15日～11月15日。以下「フェスティバルの期間」という。）に横浜市内で開催する事業であること。ただし、次に掲げる事業については、フェスティバルの期間外に開催されるものについても補助対象とする。
    - ア プレ期間（平成31年5月1日～9月14日。以下「プレ期間」という。）において開催される事業であって、かつフェスティバルの期間に行う事業と一連のものとして実施される事業
    - イ プレ期間とフェスティバルの期間にまたがって開催される事業
  - (3) 横浜市全域を対象とし、誰でも参加できる事業であること。
  - (4) フェスティバルの開催に合わせ、新規に実施する事業又は拡充する事業であること。
  - (5) 次に掲げる要件のいずれかひとつ以上に該当すること。
    - ア トップアーティスト等による芸術性・創造性が高いと横浜アーツフェスティバル実行委員会委員長（以下「実行委員会委員長」という。）が判断した事業であること。
    - イ クリエイティブ・チルドレンの取組として、ワークショップ等の次世代育成事業であること。
    - ウ クリエイティブ・インクルージョンの取組として、障害・人種・国籍・年齢・性別等にかかわらず、誰もが参加できる事業であること。
    - エ 海外からのインバウンドが見込まれるなど、新しい観光需要を喚起し、街の賑わいづくりに寄与する事業であること。
    - オ ラグビーワールドカップ2019™開催に向けた機運醸成につながるプログラム等、国際性があると実行委員会委員長が判断した事業であること。
    - カ その他実行委員会委員長が、フェスティバルの開催趣旨に合致し、補助の対象として適当であると判断した事業であること。
- 2 前項の規定により補助の対象となる事業であっても、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。

- (1) 横浜市、国、他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体から補助金、助成金等を受けた事業又は受ける予定がある事業
- (2) 支出以上の収入が見込まれる事業
- (3) 特定の政党その他の政治団体若しくは特定の宗教、宗派若しくは教団等の活動又は利害に係る事業
- (4) 特定の個人又は団体を対象とした事業
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する事業
- (6) 公序良俗に反する等、実行委員会委員長が補助の対象として適当でないと判断した事業

（補助の対象となる団体）

第3条 この要綱において、補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 法人又は団体（任意団体を含む。）
  - (2) 団体規約等を有し、団体の意思を決定及び執行する組織が確立され、自らで経理を行う会計組織を有する団体
- 2 前項の規定により補助の対象となる団体であっても、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。
- (1) 暴力団
  - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
  - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助の対象となる経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1のとおりとする。

2 補助対象経費は、補助金の交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する費用に限る。交付決定前に支出した費用や補助対象期間を過ぎて支出（手形決済を含む）した費用は原則補助対象外とする。

3 前項の定めにかかわらず、前払いの必要な経費（会場費等）については、実行委員会委員長が必要と認める場合には、補助対象経費とすることができるものとする

（補助金額）

第5条 事業を実施する団体に対する補助金の額は、実行委員会の予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1又は30万円のいずれか低い額を上限とする。

（補助金の効率的使用）

第6条 この要綱に基づき補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金をその費用の一部として実施する事業（以下「補助事業」という。）を遂行するために契約を締結し、又は支払を行う場合には、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るよう、補助金の効率的使用に努め

なければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、横浜音祭り2019公募サポート事業補助金交付申請書(様式1。以下「交付申請書」という。)に、次の書類を添付して実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 横浜芸術アクション事業 エントリーシート
- (4) 事業がイメージできる広報用画像データ(1~3点)。ただし、実行委員会の使用(一次利用)の他、メディア等への提供(二次利用)にも使用できるもの
- (5) 規約、会則その他これらに類するもの
- (6) 団体の構成員名簿(役員名簿でも可)。法人においては、申請日から3か月以内に発行された登記事項証明書
- (7) 出演するアーティストのプロフィール資料
- (8) その他実行委員会委員長が必要と認める書類

2 交付申請書に記載する補助金交付申請額は、第5条に定める補助金額の範囲内とする。

3 補助金の交付申請をした団体(以下「申請団体」という。)は、交付申請書提出後、別に定める公募サポート事業の申請締切日までの間に、その申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げるときは、速やかに横浜音祭り2019公募サポート事業補助金交付申請内容変更(取下げ)届出書(様式2。以下「変更届出書」という。)により、実行委員会委員長にその内容を届け出なければならない。

(補助金審査委員会の設置)

第8条 実行委員会に補助金交付の適正を確保するため、交付申請書等の内容を審査し、及び交付すべき補助金の額を審議する横浜音祭り2019公募サポート事業補助金審査委員会を設置する。

2 補助金審査委員会に関する事項は、実行委員会委員長が別に定める。

(補助金の交付決定等)

第9条 実行委員会委員長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を補助金審査委員会に諮り、その審査結果を踏まえ、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 実行委員会委員長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たって条件を付することができるものとする。

(交付等の決定の通知)

第10条 実行委員会委員長は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、申請団体に対し、横浜音祭り2019公募サポート事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式3。以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。

(補助団体の責務)

第 11 条 補助団体は、補助事業の実施に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業は実行委員会の共催事業とすること。
  - (2) 補助事業の広報宣伝物には、「共催 横浜アーツフェスティバル実行委員会」のクレジットを記載すること。
  - (3) 補助事業の広報宣伝物には、別表 2 に掲げる横浜音祭りロゴマークを記載すること。なお、記載にあたっては実行委員会の指示に従うこと。
  - (4) 補助事業の広報宣伝物には、「横浜音祭り 2019 公募サポート事業」の文言を記載すること。
  - (5) 補助事業において、実行委員会が提供する来場者アンケートの配布・回収を行うこと。
  - (6) 補助事業において、フェスティバルの広報宣伝物を配布・配架すること。
  - (7) 補助事業において、実行委員会が定める方法でフェスティバルを周知すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会委員長が必要と認める事項
- 2 実行委員会委員長は、補助団体が前項の定め違反した場合、補助金交付決定を取り消すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 申請団体は、第 10 条の交付決定通知書の交付を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の交付を受けた日から 20 日以内に限り、申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項に基づく申請の取下げは、横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金交付申請取下書（様式 4）を実行委員会委員長に提出することにより行うものとする。
- 3 第 1 項に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第 13 条 補助団体は、交付決定の後にその事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ横浜音祭り 2019 公募サポート事業計画変更承認申請書（様式 5。以下「計画変更承認申請書」という。）を実行委員会委員長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

- 2 実行委員会委員長は、計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金審査委員会委員長（以下「審査委員会委員長」という。）に諮るものとする。
- 3 実行委員会委員長は、補助金審査委員会の審査結果を踏まえ、事業計画変更の可否を決定し、補助団体に対して横浜音祭り 2019 公募サポート事業計画変更承認（不承認）通知書（様式 6）を交付するものとする。
- 4 実行委員会委員長は、事業計画変更の結果、交付決定の額を変更又は不交付とすべき旨の審査結果を補助金審査委員会から受けた場合には、補助団体に対して前項の通知書と併せて、横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金変更交付決定通知書（様式 7）を交付するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、補助金審査委員会の組織及び運営等に関する要領第 2 条第 2 項に基づき、審査委員会委員長から実行委員会委員長に対して審査結果の報告がなされた

場合に準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第 14 条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、横浜音祭り 2019 公募サポート事業中止・廃止承認申請書（様式 8。以下「中止・廃止承認申請書」という。）を実行委員会委員長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 実行委員会委員長は、中止・廃止承認申請書を受理したときは、速やかにその内容を確認し、補助事業の中止又は廃止を認めるときは、補助団体に対して横浜音祭り 2019 公募サポート事業中止・廃止承認通知書（様式 9）を交付するものとする。

(検査)

- 第 15 条 実行委員会委員長は、補助事業の実施期間中において必要があると認めるときは、補助団体に対し、補助事業の運営状況等について報告を求め、必要に応じて事業運営等に係る資料の検査を行うことができる。

(遂行命令等)

- 第 16 条 実行委員会委員長は、前条の検査により、補助団体が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、補助団体に対し、当該補助事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。
- 2 前項に基づく実行委員会委員長の命令を受けた補助団体は、速やかに補助事業の遂行方法等については是正しなければならない。

(実施状況等の報告)

- 第 17 条 補助団体は、補助事業終了後 30 日以内に、横浜音祭り 2019 公募サポート事業完了報告書（様式 10。以下「完了報告書」という。）に次の書類を添付して、実行委員会委員長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 主催者アンケート
  - (4) 公募サポート事業報告書
  - (5) 事業内容がわかる画像データ（3～5 点）。ただし、実行委員会の使用（一次利用）の他、メディア等への提供（二次利用）にも使用できるもの
  - (6) 広報制作物（公演チラシ、プログラム等）
  - (7) 補助対象経費について、全ての領収書の写しまたは支出を証する書類
  - (8) 補助対象経費のうち、一件 100 万円以上の支出となったものについて、入札又は 2 者以上から見積書を徴収した結果の分かる書類の写し
  - (9) その他実行委員会委員長が必要と認める書類
- 2 実行委員会委員長は、前項に定める完了報告書の提出期限について、必要があると認めるときは、別途定めることができるものとする。
- 3 補助団体は、第 1 項に規定する完了報告書及び添付書類を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 実行委員会委員長は、前条の規定に基づき、完了報告書及び添付書類を受理した場合には、その内容を確認し、当該補助事業の実施内容が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金交付額確定通知書（様式 11。以下「確定通知書」という。）により、補助団体に通知するものとする。

- 2 実行委員会委員長は、補助金交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 実行委員会委員長は、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から 20 日後とし、期限までに納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金交付の請求)

第 19 条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金請求書（様式 12）に確定通知書の写しを添付して実行委員会委員長に提出しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、補助金の交付を受けなければ、事業の実施が困難となる場合、補助団体は、事業の完了前に補助金の概算払請求を行うことができる。
- 3 前項に基づき補助団体が概算払請求を行う場合は、横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金概算払請求書（様式 13）に交付決定通知書の写し及び次の書類を添付して実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 資金計画書

(補助金交付の時期)

第 20 条 実行委員会委員長は、前条第 1 項の規定に基づく請求書を受理した場合、受理した日から 30 日以内に補助団体が指定する口座に振り込むものとする。

なお、口座振込に要する費用は、実行委員会が負担する。

- 2 補助団体から前条第 2 項に基づく概算払請求がなされた場合であって、実行委員会委員長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金交付決定額の 7 割を上限とし、その範囲内においてその一部を交付することができる。

なお、補助金交付の額及び時期は、前条第 3 項に定める理由書及び資金計画書に基づき、実行委員会委員長が決定する。

(補助金交付決定の取消等)

第 21 条 実行委員会委員長は、補助金の交付を決定した後、第 14 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合は、第 9 条の交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助団体が、本要綱、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
  - (2) 補助団体が、交付決定を受けた内容以外の用途に補助金を使用した場合
  - (3) 補助団体が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適切な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 実行委員会委員長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 実行委員会委員長は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助団体が当該補助金を受領した日から返還期限までの期間に応じて、返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項に基づく加算金の納付期限は、当該命令の日から20日後とし、期限までに納付しない場合は、納付期限の翌日から起算して、返還すべき金額に年利10.95%の割合で計算した延滞金の納付を新たに命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第22条 補助団体は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに横浜音祭り2019公募サポート事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式14)を実行委員会委員長に提出しなければならない。
- 2 実行委員会委員長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該補助団体に対して消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 第18条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(端数計算)

- 第23条 第5条、第7条、第13条、第18条、及び第21条に基づく補助金額の算定において1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(書類等の整備及び保存)

- 第24条 補助団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等は、補助金の交付を受けた年度の終了後7年間保存しなければならない。

(情報公開)

- 第25条 実行委員会委員長及び補助団体は、補助事業に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 26 条 補助団体は、補助事業の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

（委任）

第 27 条 実行委員会委員長は、この要綱に定めるもののほか、必要な細目を別に定めることができる。

（準用）

第 28 条 横浜音祭り 2019 公募サポート事業補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）を準用する。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

（その他）

2 この要綱は、第24条及び第26条の規定を除き、平成32年3月31日限り、その効力を失う。



別表1 (第4条関係)

	区分	費目	内 訳	
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料(注)等	
	舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、履物費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
		作品借料	作品借料、作品保険料等	
		上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
		会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)(注)、会場設営費、会場撤去費等	
	賃金・旅費・報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等	
		賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
		旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等	
	雑役務費・消耗品費等	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等	
		雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
		消耗品費	消耗品費	
		通信費	通信費、郵送料	
	委託費	会議費	会議費	
		委託費	委託費	
	補助対象外経費	<p>○補助団体構成員への謝金、○事務職員給与、○事務所維持費(生活雑費、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。)、○事務機器・事務用品等の購入・借用費、○航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)・タクシー料金、○ビザ取得経費、○印紙代、○振込手数料、○交際費・接待費、○手土産代、○レセプション・パーティーに係る経費、○打ち上げ費、○飲食に係る経費(食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可)、○施設整備費、○備品等購入費 等</p> <p>※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。</p>		

(注) 補助事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。

別表2 (第11条関係)  
横浜音祭り ロゴマーク

カラー	モノクロ
 <p data-bbox="316 703 555 815">YOKOHAMA <b>OTOMATSURI</b> 横浜音祭り</p>	 <p data-bbox="703 703 943 815">YOKOHAMA <b>OTOMATSURI</b> 横浜音祭り</p>